

令和2年9月28日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年8月28日付け2長対広第43号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
 - ・教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について（抽出率の変更）
- 2 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
 - ・「(仮称)自治振興条例」策定にかかる市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 7	答 申 日	令和 2 年 9 月 2 8 日
審 議 件 名	「(仮称) 自治振興条例」策定にかかる市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 9 月 1 8 日		
内 容			
<p>本件は、「(仮称) 自治振興条例」の策定に当たり、市民参加型ワークショップの参加者募集及び本市のイメージ、自治の現状等に係るアンケート調査のため、住民基本台帳の情報（以下「個人情報」という。）を目的外利用すべく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、利用しようとする個人情報、その保護措置等について、所管課である自治振興室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民アンケートシステムにより、長岡京市在住の 16 歳以上 2,300 人を無作為抽出する。・利用しようとする個人情報は、「住所」「氏名」「生年月日」「性別」であり、郵送用宛名シール（ラベルシール）への印刷は、「住所」「氏名」である。・対象者の抽出、ラベルシールの作成及び回答の回収は市職員が行い、発送業務（郵送用封筒へのラベルシールの貼付を含む。）は受託業者が行う。・データ及びリストの適切な管理を行い、受託業者に対して、個人情報の漏えい又は不正使用のないように、適切な管理を行うよう指導する。また、処理終了後、データファイルは削除する。業務完了後ラベルシールは破棄する。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none">①抽出した個人情報については、事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを確実に削除すること。②出力したリスト・ラベルシールは適切に保管・管理し、業務完了後、確実に廃棄すること。③受託業者が個人情報の保護措置を講ずることを契約書又は覚書に規定し、必要な場合は、業務を監督すること。			